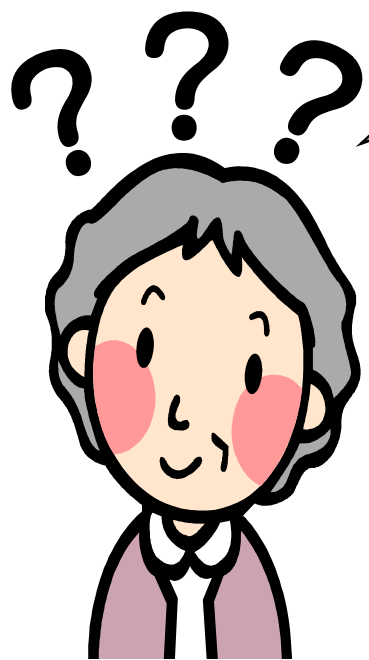


特殊詐欺電話撃退装置等の 購入費補助金制度について

宮城県警察では、特殊詐欺被害防止のため、「特殊詐欺電話撃退装置等」を購入した方に、購入費用の一部を補助します。



「特殊詐欺電話撃退装置等」とは何ですか？

着信音が鳴る前に電話の相手に「通話内容を録音します」などの警告メッセージを流す機能と通話内容を自動で録音する機能を持つ**固定電話機**、または、**固定電話機に外部接続できる機器**のことです。



補助金額は、**対象機器購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）**の**上限は7,000円**です。交付には、

- ・宮城県内に住所があり、かつ、居住している方
 - ・令和6年度内において満65歳以上の方
 - ・令和6年4月1日以降に購入した撃退装置等
- などの要件を満たす必要があります。



受付開始は**令和6年6月3日（月）**です。補助金交付の要件や申請方法、対象機器などについては、警察本部のホームページをご覧ください。生活安全企画課犯罪抑止対策係へお問合せください。

宮城県警察本部

生活安全企画課 犯罪抑止対策係

電話番号 022-221-7171（内線3034～3036）

※ 平日の午前8時30分から午後5時まで

ホームページ2次元コード

